

令和3年4月30日
自動車局保障制度参事官室

「在宅生活支援環境整備事業（自動車事故対策費補助金）」の 公募による補助対象事業者を決定しました！

～介護者なき後を見すえた日常生活支援の拡充～

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が強く寄せられています。

一方、そういった重度の後遺障害を負われた方々を受け入れる環境が十分に整っているとはいえない状況となっております。

国土交通省では、こうした声に応えるべく介護者なき後を見すえ、重度の後遺障害を負われた方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームを支援する補助制度を平成30年から実施しております。

今般、令和3年度公募による補助対象事業者を決定しましたので、お知らせいたします。

※自動車事故により重度後遺障害を負われた方を積極的に受け入れる施設ですので、施設入所をご検討の際には是非ご活用ください。

1. 本補助事業の概要

- ・補助対象経費
①入所施設支援費（介護機器等購入費） ②人材雇用費 ③研修等経費
- ・令和3年度予算額
324百万円

2. 決定した補助対象事業者

このたび、令和3年度補助対象事業者の公募を、令和3年3月10日～4月9日の間で実施し、障害者支援施設等 29者（別紙1参照）を補助対象事業者として決定いたしました。

3. 本補助事業の目的及び効果

障害者支援施設等に対して介護機器等の購入及び人材雇用等を支援することにより、これらの施設等において、より効率的かつ充実した介護支援を実施することが可能となり、自動車事故により重度後遺障害を負われた方の積極的な受入が進むことが期待されます。（別紙2、3参照）

【参考】

本補助事業は、自動車安全特別会計の積立金によって行うものです。積立金を財源とした事業は、他に「療護施設の設置・運営」、「介護料の支給」などがあります。

（参考資料参照）

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、大森

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638